

区議会における法的助言体制の整備について(報告)

板橋区議会における会議運営、議員の行為規範、ハラスメント対応、懲罰・調査・倫理審査など、多様化・高度化する諸課題に対し、法的観点から適正かつ公平な対応を図るため、必要に応じて外部の弁護士(以下「法律相談員」という。)から法的助言を受けられる体制を新たに整備します。

今後、法的判断を要する案件が発生した際は、本制度を活用してまいります。制度の概要および運用フローは以下のとおりです。

記

1 制度概要

あらかじめ外部弁護士を「法律相談員」として委嘱し、案件発生時には、必要性を議長が判断し、法律相談員と迅速に連携を行い、法的助言を受けます。

〔方針と目的〕

① 区議会の自律性の尊重

法律相談員の助言はあくまで判断の「補完」であり、最終的な意思決定は議長および区議会がその責任において行います。

② 公正性・透明性の確保

外部専門家による客観的なリーガルチェックを通じ、判断の妥当性を担保し、区民への説明根拠とします。

③ 補助的・限定的な活用

本制度の利用は、専門的な法的整理が必要な案件に限定し、議会の自律性に基づいた機動的・効率的な運用を図ります。

2 運用の流れ

(1) 法律相談員の委嘱

板橋法曹会等の弁護士会に推薦を依頼し、法律相談員として委嘱します。

- 最大2年の任期(再任は4回を限度)を設け、議長が委嘱
- 法的助言が必要な都度、内容・範囲を明確にした上で文書により依頼

(2) 案件発生時の助言依頼手続の流れ

① 案件発生

議長が法的助言の必要性を判断



② 法律相談員依頼の指示

議長 → 区議会事務局





③ 法律相談員依頼の準備

区議会事務局が依頼文書を作成(概要・目的・守秘義務等)



④ 法的助言の実施

法律相談員が議長へ助言(面談・書面・オンライン等)
※記録のため区議会事務局が同席



⑤ 助言内容の整理・判断

整理:区議会事務局→議長／最終判断:議長・区議会



⑥ 謝礼の支払い

報償費により支出／文書・記録を事務局で管理

4 想定案件

- 会議規則や委員会運営に関する法的取扱い
- 議員のハラスメント防止・対応に関する事項
- 懲罰、調査、倫理審査等、法的整理を伴う手続
- 区政または区議会に対する告発や意見書の取扱いに関する事項
- その他、議長が法的助言を必要と認める事項

※ 議員の私的な法律相談や、訴訟代理等は対象外

5 法的助言実施後の幹事長会等への報告について

再発防止及び意識向上の観点から区議会内部で共有する必要がある場合には、関係者の同意を得た上で、事案の対応の経過と結果、その他必要な事項を幹事長会等で報告いたします。

6 施行年月日(予定)

令和8年3月1日

7 担当

区議会事務局 庶務係